

2024年10月1日

各位

滋賀県信用組合

個人情報の利用目的の改定について

滋賀県信用組合（以下「当組合」）は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報等」といいます。）の利用目的を、以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

1 改定日 2024年12月1日

2 改定の内容

変更（追加）点は下線部をご覧ください。

【個人番号の利用目的】

(2) 顧客等（当組合の個人の顧客及び組合員をいう。以下同じ）に係る事務

- 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
 - 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
 - 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
 - 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
 - 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査及び滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
 - 預金口座付番に関する事務
 - 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
 - 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
 - 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務
- その他、上記の各利用目的の関連する事務

以上